

## 散剤調剤

### 1) ヒートシール

- 散剤でヒートシール製品とバラ製品の両方を採用している場合、ヒートシールを優先する。ただしヒートシール投薬は1処方中3種類までとし、4種類以上となる場合は秤量する。また処方中1種類でも秤量するものがあればすべて秤量する。
- ヒートシールは原則として開封しない。  
（例外）P L 顆粒、幼児用P L 顆粒、バクタ顆粒、アローゼン、ウラリットU、  
プログラフ顆粒、各種漢方薬等開封しても支障のない製剤

### 2) 重ね撒き

均一に混和できないと認められる場合、原因となる製剤（主に顆粒と通常の散剤）を別々に秤量し、分包機で同時に分包する。

### 3) 賦形剤

- 処方量が少量の場合、下記のとおり賦形剤として乳糖を加える。  
（例外）イスコチン錠の粉碎はバレイショデンプンを用いる。  
1日1回・頓服：1回処方量が0.5 g未満の場合、賦形剤を1回当たり0.5 g加える。  
1日2回以上：【10才以上】1日処方量が1.0 g未満の場合、賦形剤を1日当たり1.0 g加える。  
【10才未満】1日処方量が0.5 g未満の場合、賦形剤を1日当たり0.5 g加える。  
コメントにて「1包〇g」の記載がある場合は、コメントに従う。
- 重ね撒きの場合、顆粒を除いた主薬量に対し下記の規定を適用する。  
1日1回・頓服：1回処方量が0.5 g未満の場合、賦形剤を1回当たり0.5 g加える。  
1日2回以上：【10才以上】1日処方量が1.0 g未満の場合、賦形剤を1日当たり0.5 g加える。  
【10才未満】1日処方量が0.5 g未満の場合、賦形剤を1日当たり0.5 g加える。

### 4) 少量秤量時の倍散の利用

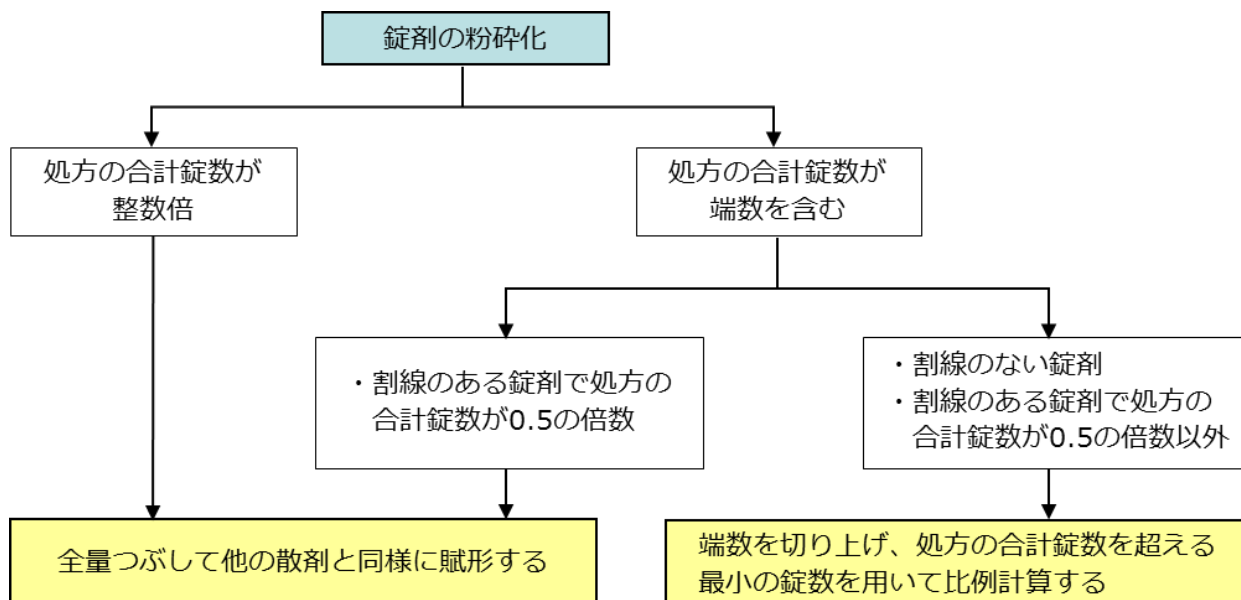
- 1日量が0.1g未満の場合、市販品を用いて10倍散を作って秤量する。
- 10倍散の調製時は、市販品を0.2g以上で秤量する。  
10倍散にすると1包0.2gを超えてしまう場合、10倍散を用いずに、日数を増やして、当該薬品の秤量を0.2g以上で秤量する。増やした日数で散剤分包し、散剤分包紙から処方の包数分を取る。

### 5) 錠剤粉碎化

錠剤をつぶして調剤する時は、粉碎後（篩過が必要なものは篩過後）の重量を秤量し、他の散剤と同時に調剤する。

- 錠剤粉碎時、合計の錠数が整数倍にならない場合は、下記のフローチャートに従い調剤する。

## 錠剤粉砕化のフローチャート



● 比例計算による賦形剤の量の決定

(合計錠数) : (粉砕錠数) = (規定量) : (賦形量 + 粉砕後の重量)

賦形量 = (規定量 × 粉砕錠数 / 合計錠数) - (粉砕後の重量)

賦形剤加えて混和後、規定量を秤取する。

● 計算上の賦形量がマイナスになる場合

賦形剤を加えずに処方相当量を秤取する。

処方相当量 = (粉砕後の重量) × (合計錠数 / 粉砕錠数)

※合計錠数は、処方の合計値（1日量×日数）

※粉砕錠数は、合計錠数より大きい最小の整数（実際に粉砕する錠数）

※規定量は以下に示す。

（比例計算における規定量）

10歳以上	頓服・1日1回	0.5 g / 回
	1日2回以上	1.0 g / day
10歳未満	全ての用法	0.5 g / day
NICU*	全ての用法	0.2g/包

\* : NICU に入院中の 10 歳未満の患者の調剤において、規程量は表の「NICU」に従う。

### 6) その他

- イスコチン錠の粉砕の賦形剤はバレイショデンブンを使い、単独で別包とする。
- 抗生物質製剤、ロイケリン等抗癌剤、エルカルチン錠の粉砕、バラクルード錠の粉砕、バリキサ錠の粉砕、イムラン錠の粉砕、ウラリットUの開封は単独で別包とする。

(単独例)

抗生物質製剤 エリスロシンドライシロップ オゼックス細粒 オラペネム細粒 クラリスロマイシンドライシロップ 10%小児用 ケフラル細粒小児用 ジスロマック細粒小児用 パセトシン細粒 セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用 ホスミシンドライシロップ 400 ミノサイクリン塩酸塩顆粒 セフジトレンピボキシル細粒 ユナシン細粒小児用	賦形剤は加えない
抗ウイルス剤 タミフルドライシロップ	
抗がん剤 ロイケリン散	専用の乳鉢、乳棒
錠剤の粉砕 イスコチン錠の粉砕 エンドキサン錠の粉砕 バラクルード錠の粉砕 バリキサ錠の粉砕 イムラン錠の粉砕	賦形剤はバレイショデンプン 抗がん剤 抗がん剤に準じる。手袋・マスク 着用、ゴーグル（推奨）をかける
テオフィリン製剤 テオドールドライシロップ	治療上の理由（投与量の調整）
ウラリットUの開封	
麻薬（塩酸モルヒネ 10 倍散）	
ワーファリン顆粒	管理上の理由 用量調整を行う薬品

## 7) 分包

- 調剤した散薬が処方せん上 3 包以上の場合、原則として散薬印字システムを用い分包紙に調剤日、患者名、服用方法、薬品名を印字する。
- 抗がん剤等の変異原性の高い薬品の分包はパイルパッカーを使用しコンタミを防止する。

## 内用液剤調剤

### 1) 希釈調剤と賦形水量

原液・濃厚液で投与されるものを除き、下記の方法に従い賦形水を加える。

- ① 処方全量が入る最小の瓶を用いる。ただし、使用可能な目盛がない場合は、1サイズ大きい瓶を選ぶ。それでも使用可能な目盛がない場合は、日数を分割して調剤する。(原則として処方量を7日単位に分割し、瓶・目盛を選択し直す。7日で目盛がない場合は3日と4日に分割する。それでも、使用可能な目盛がない場合は、瓶の本数が最少になる日数に分割する。分割して使用する容器は同じサイズのものを用い、同じ目盛を使用する。)
- ② 上端の目盛まで賦形水を加える。ただし上端の目盛が使用できない場合は、上端に最も近い使用可能な目盛まで加える。
- ③ 賦形水を加えた場合、15日以上処方ของものは冷所保存とする。

※1回1目盛りとする。

(例外1) 0才児、1日1回、頓服の場合は濃厚液投与の規定に従う。

(例外2) 「原液投与」のコメントがある時は、原液投与とする。

(例外3) ルゴール液について、1内・歯科・外科からの処方については診療科ごとに決められた希釈方法に従う。

### 2) 濃厚液投与

下記の薬品は濃厚液として単独で投与する。

・ザイザルシロップ ・ザロンチンシロップ ・バルプロ酸 Na シロップ

濃厚液の場合、処方全量が入る最小の瓶を用い最少量の賦形水を加える。利用できる目盛がない場合は1サイズ大きい瓶を用いる。1サイズ大きい瓶でも目盛がない場合は日数を分割して調剤する。(原則として処方量を7日単位に分割し、瓶・目盛を選択し直す。7日で目盛がない場合は3日と4日に分割する。分割して使用する容器は同じサイズのものを用い、同じ目盛を使用する。)

※1回1目盛とする。

### 3) 原液投与

下記の薬品は原液（製品）のまま投与する。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ・アルクレイン内用液     | ・ケイツーシロップ（製品）  |
| ・アルファロール液（製品）  | ・シアナマイド液       |
| ・イソバイド         | ・スクラルファート液（製品） |
| ・イトリゾール内用液     | ・セルシンシロップ      |
| ・インクレミンシロップ    | ・ソルビトール液       |
| ・エビリファイ内用液（製品） | ・単シロップ         |
| ・カロナールシロップ     | ・トリクロリールシロップ   |

- ・トレーランG（製品）
- ・ハリゾンシロップ
- ・ピコスルファート内用液（製品）
- ・フロリードゲル（製品）
  - 原液投与コメントがある場合、原液で調剤する。
  - 15日以上処方原則「原液投与」とする。（但し、1回量が端数となり計量できない場合などは除く）
  - 投与時に不足分が生じるのを防ぐため、合計量よりも少し多めに量り取る。
- ・ポンタールシロップ
- ・リスパダール内用液（製品）
- ・リドカインビスカス（製品）
- ・リフォロースシロップ

表 内用液剤の冷所保存と調剤方法

薬品名	冷所	濃厚	単独	原液
アスベリンシロップ				
アタラックスPシロップ				
アルクレイン内用液	○		○	○
イトリゾール内用液			○	○
イソバイド液	○		○	○
インクレミンシロップ			○	○
カナマイシンシロップ			○	○
カルボシステインシロップ				
カロナールシロップ			○	○
キョウニン水				
ザイザルシロップ（仮採用）		○	○	
ザロンチンシロップ（仮採用）		○	○	
シアナマイド液	○		○	○
セルシンシロップ			○	○
D-ソルビトール液			○	○
単シロップ			○	○
バルプロ酸 Na シロップ		○	○	
バロス消泡内容液			○	○
トリクロリールシロップ	○		○	○
ハリゾンシロップ			○	○
ペリアクチンシロップ				

ポララミンシロップ				
ポントールシロップ			○	○
ムコソルバンシロップ				
メブチンシロップ				
リフォロースシロップ	○		○	○
ルゴール液（内用，院内製剤） （1内，歯科，外科は例外あり）	○			

指定のないものは希釈調剤とする。